

山梨県の融資制度のご案内

成長やまなし応援融資

生産性の向上や働き方改革に取り組む中小企業や個人事業主、成長分野に関する事業を営む中小企業や個人事業主がご利用いただける融資です。

融資対象	裏面をご参照ください。
資金用途	設備資金 及び 運転資金 (土地取得資金は対象外)
限度額	設備資金 1億円 運転資金 2,000万円 ※一企業限度 1億円
融資利率	1.5%
保証料率	0.225% ~ 0.95% (県の 1/2 補助後の料率)
担保・保証人	金融機関又は信用保証協会の定めるところによります。 (保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要)
償還期間	設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む) 運転資金 5年以内 (1年以内の据置を含む)
申込書類	借入申込書、財務書類、認定を証明する書類、納税証明書、事業計画書などの書類が必要となります。

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行
JA北富士 JA鳴沢村 JAクレイン JAフルーツ山梨 JAふえふき
JA山梨みらい JA南アルプス市 JA梨北 JA山梨信連

他にも利用目的に応じた融資を用意しております。

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所	県庁別館3階 産業振興課
相談時間	9:00~16:00 水、木、金 (月、火は金融担当職員が対応します)
電話番号	055-223-1554 (直通)

問い合わせ先

山梨県 産業労働部 産業振興課
TEL 055-223-1537 (直通)

成長やまなし応援融資 対象一覧

区分	融資対象	認定制度などについてのお問合せ先・電話番号
生産性向上	(1) 生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定事業者 (2) 中小企業生産性向上促進事業費補助金（IoT 導入トライアル事業、IoT 導入モデル事業）に採択された事業者 (3) BCP を作成または見直し、その内容が事業継続のための取組として適切なものであることについて、山梨県中小企業団体中央会の確認を受けた事業者 (4) 「事業継続力強化計画」、「連携事業継続力強化計画」の認定事業者 (5) 「やまなしグリーン・ゾーン認証」の認証を受けた事業者 ※設備資金は、認定された計画等に係るものに限ります。（(5)を除く）	(1) 各市町村の産業振興部署 (2) 山梨県 成長産業推進課 055-223-1544 (3) 山梨県中小企業団体中央会連携組織課 055-237-3215 (4) 関東経済産業局 中小企業課 048-600-0321 (5) やまなしグリーン・ゾーン認証事務局 055-222-0384 (山梨県 グリーン・ゾーン推進所管)
働き方改革	(6) YAMANASHI ワーキングスタイルアワードを受賞した事業者	(6) 山梨県 労政雇用課 055-223-1561
子育て 女性活躍	(7) 「山梨えるみんな」の認定事業者 (8) 男女共同参画推進事業者等表彰を受けた事業者 (9) 「くるみんな」、「プラチナくるみんな」の認定事業者 (10) 「えるぼし」の認定事業者	(7) 山梨県 県民生活総務課 055-223-1350 (8) 山梨県 県民生活総務課 055-223-1350 (9) 山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851 (10) 山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851
若者・障害者 雇用	(11) 「ユースエール」の認定事業者 (12) 障害者雇用優良事業所等表彰を受けた事業者	(11) 山梨労働局 訓練室 055-225-2861 (12) 山梨県 産業人材育成課 055-223-1566
健康、 安全衛生	(13) 「やまなし健康経営優良企業」の認定事業者 (14) 「健康経営優良法人」の認定事業者 (15) 「安全衛生優良企業」の認定事業者	(13) 山梨県 健康増進課 055-223-1493 (14) 経済産業省 ヘルスケア産業課 03-3501-1511 (15) 山梨労働局 健康安全課 055-225-2855
地域貢献	(16) 「消防団協力事業所」の認定事業者	(16) 各市町村の消防関連部署
成長分野	(17) 以下の分野に係る事業を営むもの ① 水素・燃料電池関連産業 ② 地域資源や「やまなしブランド」を活用する製造業、商業・サービス業（観光産業振興融資の対象となるものを除く） ③ 県産の農林水産物を活用した製品の製造・加工・販売関連産業 ④ クリーンエネルギー関連産業 (18) やまなしトライアル発注商品等認定制度の認定事業者（設備資金は、認定された商品等に係るものに限ります。）	(17) 山梨県 産業振興課 055-223-1538 (18) 山梨県 成長産業推進課 055-223-1544

注 認定などの有効期間の定めがあるものは、その期間内であるもの、定めがないものは、認定などを受けてから3年以内のものが対象です。